

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者候補者選定」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年10月21日（水） 10:00～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 3 対象施設 青森市福祉増進センター、青森市総合福祉センター、  
青森市中央デイサービスセンター
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）  
委員 工藤 智（農林水産部次長）  
委員 森 宏之（青森大学教授）  
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
  - (2) 施設所管課（健康福祉政策課） 課長 赤坂 寛  
主幹 堀川 慎一  
主事 山口 雄一郎  
（介護保険課） 主幹 堤 省一
  - (3) 制度所管課（政策推進課） 主幹 岩淵 寿哉  
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者候補者の選定について
- 6 審査結果
  - (1) 指定管理者候補者
    - ・名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
    - ・住所 青森市本町四丁目1番3号
    - ・代表者 会長 前田 保
  - (2) 指定期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）
  - (3) 選定理由
    - ・応募資格を満たしていること。
    - ・最低得点（97点）を上回る点数（140.63点）を獲得していること。
- 7 主な質疑内容

【管理運営方針】  
（委員）  
提案では「他事業所での受入れが難しい利用者の受入れを積極的に行う」とあるが、重度の要介護状態の方や介護の困難な方のことを指しているのか。また、その取組は従前から行っていたのか。

（施設所管課）

社会福祉法人という立場から、これまで他の施設では受入れが難しいとされてきた方も受け入れており、今後も引き続き行っていくとしている。

**【防犯、防災、緊急時の対応に関する取組】**

(委員)

提案では「青森市福祉増進センター及び青森市総合福祉センターに非常用物資を自主的に備蓄する」とあるが、非常用物資とは何か。

(施設所管課)

毛布、飲料水、食糧のほか、非常用電源等の避難器具である。

**【市民の平等な利用を確保するための方針】**

(委員)

市が設置した手すりや誘導音発生装置のほか、これまで団体が独自に設置したものはあるか。

(施設所管課)

AED、点字の案内表示等がある。

**【青森市福祉増進センター実施事業の実施計画】**

(委員)

新たな事業提案はどのような内容か。

(施設所管課)

車椅子貸与事業において、車椅子を使用した際、青森市福祉増進センター又は青森市総合福祉センターのどちらの施設にも返却してもよいとする内容である。